

○岡山県交通安全活動推進センターに対する委託業務実施要領の制定について(通達)

(平成 10 年 3 月 31 日岡規第 106 号警察本部長例規)

改正 平成 21 年 3 月岡務第 195 号 平成 21 年 3 月第 222 号

平成 25 年 6 月岡務第 490 号

各部長・参事官・所属長

道路交通法の一部を改正する法律(平成 9 年法律第 41 号)により、道路使用適正化センターが平成 10 年 4 月 1 日から交通安全活動推進センターとして改組されることになった。

このことに伴い、現に岡山県道路使用適正化センターとして指定されている財団法人岡山県交通安全協会が岡山県交通安全活動推進センターの指定を受けたものとみなされることとなり、道路使用適正化センターの警察署長の委託に係る業務も、そのまま交通安全活動推進センターの業務に移管して行われることとなった。

このため、別添のとおり、岡山県交通安全活動推進センターに対する委託業務実施要領を制定し、平成 10 年 4 月 1 日から施行することとしたので運用に誤りのないようにされたい。

なお、道路使用適正化センターに対する委託業務実施要領の制定について(昭和 62 年 4 月 1 日岡規第 178 号例規)は廃止する。

別添

岡山県交通安全活動推進センターに対する委託業務実施要領

第 1 目的

この要領は、岡山県及び岡山県警察本部並びに道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。)第 108 条の 31 第 1 項の規定により、岡山県交通安全活動推進センター(以下「センター」という。)として指定されている一般財団法人岡山県交通安全協会が締結した法第 77 条第 1 項の規定による許可(以下「道路使用許可」という。)に関する調査業務委託契約に基づき、当該調査業務の委託を行う警察署長(以下「所轄警察署長」という。)及びセンターが行うべき業務について必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 委託業務の範囲

1 委託を行う調査業務(以下「委託業務」という。)の内容は、次のとおりとする。

- (1) 道路使用許可の判断要素の調査及び確認
- (2) 道路使用許可事項及び条件の履行状況の調査及び確認
- (3) 道路使用許可行為終了後の現状回復状況の調査及び確認

- 2 委託業務の対象地域は、岡山中央、岡山東、岡山西、岡山南、児島、倉敷、水島及び玉島警察署の管轄する地域とする。ただし、道路使用許可範囲がこの地域外にも及ぶ場合は、その範囲を含む。
- 3 委託業務の対象は、法第 77 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる行為に係る許可案件で、所轄警察署長が現地調査委託書(様式第 1 号)により委託したものとする。

第 3 調査事項

所轄警察署長はセンターに対し、道路使用許可に係る場所に調査員を派遣し、必要により現場の責任者又はこれに代わる者の立会いを求めて、次に掲げる事項につき調査又は確認を行わせるものとする。

1 道路使用許可の判断要素

- (1) 当該許可申請の場所又は区間及びその周辺の道路の交通状況
- (2) 同時期における近隣の道路使用予定
- (3) う回道路の状況
- (4) 当該許可申請の場所又は区間における道路標識、道路標示及び交通信号機の現状
- (5) その他必要事項

2 道路使用許可事項及び条件の履行状況

- (1) 当該許可の場所又は区間の遵守状況(道路使用範囲)
- (2) 当該許可に係る期間及び時間の遵守状況
- (3) 歩行者又は車両を安全かつ円滑に誘導するための措置状況
- (4) 路面の覆工、埋め戻し及び清掃状況
- (5) 現場責任体制
- (6) 当該許可に係る使用方法及び形態
- (7) その他必要事項

3 道路使用許可行為終了後の現状回復

- (1) 路面の回復状況
- (2) 道路標識、道路標示及び交通信号機の回復状況
- (3) 資器材の撤去状況
- (4) その他交通上の危険の回復状況

第 4 委託の基準

所轄警察署長が委託を必要と認めるに当たっての判断及び調査回数の基準は、別表に定めるとおりとする。

第 5 業務の委託

- 1 所轄警察署長は、現地調査委託書に必要書類を添付し、調査日を指定してセンターに委託するものとする。
- 2 道路使用の範囲が二以上の警察署の管轄にわたるときは、当該許可申請を受理した警察署長が一括して委託するものとする。

- 3 所轄警察署長は、現地調査委託書を別に定めるところによりセンターへ送付するものとする。

第6 報告

- 1 所轄警察署長はセンターに対し、第3の規定による調査又は確認の実施結果について道路使用許可の判断要素調査結果報告書(様式第2号)、道路使用許可事項及び条件の履行状況調査結果報告書(様式第3号)、道路使用許可行為終了後の現状回復状況調査結果報告書(様式第4号)により、報告させるものとする。
- 2 所轄警察署長は、毎年度の半期の委託業務取扱い状況を翌月5日までに交通安全活動推進センターに対する業務委託状況報告書(様式第5号)により、警察本部長に報告させるものとする。

第7 所轄警察署長の措置

所轄警察署長は、センターからの報告内容を参考にして許可不許可の判断又は道路使用に関して責任を有する者に対して指導、警告、是正措置の命令、検挙等必要な処分を行うものとする。

第8 業務の管理

所轄警察署長は、委託業務管理簿(様式第6号)を備え、業務の適正な管理を行わなければならない。

第9 調査員の採用解任手続

交通部交通規制課長(以下「交通規制課長」という。)は、センターに対し、委託業務を実施するため必要とする調査員を選任し、又は解任したときは、その都度、委託業務関係調査員選任(解任)届(様式第7号)により、報告させるものとする。

第10 運営及びサービスに関する要綱の提出

交通規制課長は、センターに対し、委託業務の運営及び調査業務に従事する調査員その他の職員のサービスについて必要な事項を定めた要綱を作成し、提出させるものとする。

第11 留意事項

所轄警察署長は、調査業務の委託に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 1 センターと連携を密接にし、迅速、適正な事務処理に努めること。
- 2 秘密の保持に細心の注意を払うこと。
- 3 調査業務に従事するセンターの職員を指揮監督し、必要な指導教養を行うこと。
- 4 調査員に対し、委託業務を誠実に実施させるほか、道路の使用に関して認知した事項を委託の有無にかかわらず通報させること。

別表

調査事項	道路使用の内容	時期及び回数
許可判断要素	次に該当するものについて行うこと。 ○ 現場道路又は交通の状況の実態把握が必要なもの ○ 著しく交通の妨げとなるもの ○ その他必要があると所轄警察署長が認めたもの	○ 申請受理後直ちに、又は事前協議のあった時
許可事項及び条件の履行状況	次に該当するもの以外のものについて行うこと。 ○ 作業帯が小規模で、交通への影響の少ないもの ○ 実際の工事、作業が短時間で終わる小規模なもの ○ その他特に必要がないと所轄警察署長が認めたもの	○ 工事着手後直ちに ○ 期間が2週間を超えるごとに1回 ○ 是正措置を命じたものは、措置完了後直ちに再調査
現状回復状況	次に該当するものについて行うこと。 ○ 道路の掘削を伴うもの ○ 交通安全施設に影響を及ぼすもの ○ その他必要があると所轄警察署長が認めたもの	○ 工事完了後直ちに ○ 是正措置を命じたものは、措置完了後直ちに再調査

様式 [略]

[別紙参照]